副業のサポート契約トラブル



00

【相談事例】

スマートフォンで毎月30万円稼げるとい う副業の広告を見てサイトにアクセスし、 無料通話アプリで相手業者と繋がった。そ の後、相手から電話があり「アフィリエイ トの副業だが、ブログを作成し広告を添付 して、それを見て商品を買う人がいたら収 入が得られる。しかし、有料のサポートプ ランに入らなければ稼げない。高額なプラ ンほどさまざまなサポートが受けられる| [副業を始めればすぐに元が取れる]などと 言われ、200万円のプランを勧められた。 お金がないと言うと消費者金融で借りるよ う言われ、指示通りスマートフォンに画面 共有アプリを入れて操作して、数社から借 りて支払った。複数のサポートを受けたが、 結局稼げない。

【トラブルにあわないために】

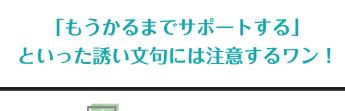
電話で勧誘されて契約した場合は、特定 商取引法の定める書面の受領日を1日目と して、8日以内ならクーリング・オフがで きます。

クーリング・オフができない場合でも、 勧誘に問題があった場合など、法律に違反 するときは返金を求められるケースもあり ます。

広告や申し込み時の画面などを写真に 撮って(スクリーンショット)保存しましょ う。交渉時に役立つ証拠になります。

#

1000



00

00